

Ⅱ 児童生徒の学習状況を客観的に評価するための方策

1 児童生徒の学習状況の評価規準、評価方法等の研究開発

(1) 評価規準、評価方法等の研究開発

各学校における児童生徒の評価を客観的で信頼できるものにするため、学習指導要領に基づいて児童生徒の学習の到達度を評価するための評価規準、評価方法等を関係機関において研究開発し、各学校における評価規準の作成に活用できるようにすることが必要である。その際、思考力、判断力、表現力や自ら学ぶ意欲、態度など、学習指導要領に示す目標に照らして適切に評価できるものにすることが必要である。

(2) 評価に関する研修の充実

評価に当たりできるだけ客観的な評価ができるよう、評価規準等と併せて、児童生徒のレポートや作品など学習状況の事例を盛り込んだ評価事例集の作成や、教員に対する評価に関する研修の充実が大切である。

(3) 評価規準の改善

各学校における評価に関する研究を進め、教員間の共通理解を図るとともに、関係機関において研究開発された評価規準等を参考に、評価規準の改善を図ることが望まれる。

Ⅲ 教育課程の実施状況から見た学校の自己点検・自己評価の推進

1 学校の自主性・自律性の確立

各学校が児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を行い、それに基づき、学校の教育課程や指導計画、指導方法等について絶えず見直しを行い改善を図ることは、学校の責務である。

2 自己点検・自己評価の内容

各学校が行う自己点検・自己評価の内容としては、教育課程の編成状況・実施状況、指導方法や指導体制の工夫改善の状況、児童生徒の学習状況等があるが、具体的な項目、方法等は、各学校や設置者が地域や学校の実態に応じて適切に工夫する。

3 結果の説明

各学校における自己点検・自己評価に当たっては、学校評議員制度を活用することなどにより、結果を保護者や地域の人々に説明することが重要である。また、点検・評価の実施に当たっても保護者や地域の人々の声を参考に進めることが大切である。